

第6 「『消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて』の一部改正について」 通達関係

令和3年2月9日付課法2-6 「『消費税法等の施行に伴う法人税の取扱いについて』の一部改正について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

改正後	改正前
<p>(経過的取扱い(2)…<u>適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置</u>)</p> <p>法人が国内において行った課税仕入れ等につき、次に掲げる規定の適用を受ける場合には、この法令解釈通達による改正後の14の2(適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税等の処理)の取扱いは、適用しない。</p> <p>(1) <u>所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号。以下「平成28年改正法」という。)附則第52条第1項(適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置)(消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第135号。以下「平成30年改正令」という。)附則第22条第3項又は第4項(適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定</u></p> <p>(2) <u>平成28年改正法附則第53条第1項(適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置)(平成30年改正令附</u></p>	<p>(経過的取扱い(2)…<u>適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置</u>)</p> <p>法人が国内において行った課税仕入れ等につき、<u>所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号。以下「平成28年改正法」という。)附則第52条第1項(適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置)(消費税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第135号。以下「平成30年改正令」という。)附則第22条第3項又は第4項(適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置)の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定の適用を受ける場合には、この法令解釈通達による改正後の14の2(適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税等の処理)の取扱いは、適用しない。</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>則第 23 条第 3 項又は第 4 項(適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定</p> <p>(3) <u>平成 28 年改正法附則第 53 条の 2 (請求書等の保存を要しない課税仕入れに関する経過措置)の規定</u></p> <p><u>(1)又は(2)に掲げる規定の適用を受ける場合において、当該課税仕入れ等に係る取引について税抜経理方式を適用するときは、法人税法施行令等の一部を改正する政令(平成 30 年政令第 132 号)附則第 14 条第 3 項 ((2)に掲げる規定の適用を受ける場合にあつては、同条第 4 項) (資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する経過措置)の規定による読替え後の令第 139 条の 4 第 5 項(資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入)に規定する当該課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額をこの法令解釈通達による改正後の 1 (13)(用語の意義)に規定する仮払消費税等の額とする。</u></p> <p><u>(経過的取扱い(3)…控除対象外消費税額等の対象となる消費税法の規定に関する経過措置)</u></p> <p><u>税抜経理方式を適用することとなる法人が国内において行う課税仕入れ等につき、平成 28 年改正法附則第 53 条の 2 (請求書等の保存を要しない課税仕入れに関する経過措置)の規定の適用を受ける場合におけるこの法令解釈通</u></p>	<p><u>この場合において、当該課税仕入れ等に係る取引について税抜経理方式を適用するときは、法人税法施行令等の一部を改正する政令(平成 30 年政令第 132 号)附則第 14 条第 3 項(資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する経過措置)の規定による読替え後の令第 139 条の 4 第 5 項(資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入)に規定する当該課税仕入れ等の税額及び当該課税仕入れ等の税額に係る地方消費税の額に相当する金額の合計額をこの法令解釈通達による改正後の 1 (13)(用語の意義)に規定する仮払消費税等の額とする。</u></p> <p><u>平成 28 年改正法附則第 53 条第 1 項(適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置)(平成 30 年改正令附則第 23 条第 3 項又は第 4 項(適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る消費税額の計算に関する経過措置)の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>の規定の適用を受ける場合についても同様とする。</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>達による改正後の 14 の 3 (控除対象外消費税額等の対象となる消費税法の規定) の取扱いについては、次による。</u></p> <p>(1) <u>この法令解釈通達による改正後の 14 の 3 に定める消法令第 46 条第 1 項第 6 号 (課税仕入れに係る消費税額の計算) に掲げる課税仕入れには、平成 28 年改正法附則第 53 条の 2 の規定の適用を受ける課税仕入れを含む。</u></p> <p>(2) <u>この法令解釈通達による改正後の 14 の 3 (1) に掲げる規定には、平成 28 年改正法附則第 53 条の 2 の規定による読替え後の消法第 30 条第 7 項 (仕入れに係る消費税額の控除) (ただし書を除く。) の規定を含む。</u></p>	